

8-5
23-2

第5回世帯人
19/10

昭和二十八年三月

婦人週間第二回「働く婦人のための一日講習会」用手引

婦人少年室用

働く婦人のための一日講習会用手引

目次

一	目的	(1)
二	講習対象	(2)
三	講習時間	(2)
四	講師	(2)
五	講習内容	(2)
六	資料	(6)

昨年度第一回「幼く婦人のための一日講習会」は、幼くものとしての婦人に保障された法律上の権利と義務との再認識を目標として実施されましたが、今年度の講習会は、第五回婦人通商の目標にそつて、幼く婦人の自主性の確立を目的としました。即ち職場の婦人が、その権利と義務を生かし、社会に貢献するため、自分で正しく判断し、行動する力をつけるのに必要な講習を行います。

終戦後の幼く婦人にとつて、大きな変化の一つは、新憲法によりあたえられた人権の尊重と男女平等の権利でありました。憲法は婦人も男子もひとしく勤労の権利と健康で文化的な生活を営む権利を保障するとともに、労働者としての団結権、団体交渉権も保障しています。更に、労働基準法により、男女同一賃金の原則が新たに規定され、又、幼く婦人の母性は手厚く保護されることになりました。

幼く婦人の中には、こうした法制上の地位の向上とあいまつて自らの努力と自覚を通して専門的技術的な職業につき、高い地位を勝ち得、又、労働組合の指導者として経済的、社会的に大きな貢献をしている人もあります。しかし婦人は長い間の封建社会の歴史の中で、知らしめず知らしめよの従属的地位にならされてきたために、自分で考え、自分で問題を解決していく力にとほしく法制上保障されている権利を確保し、地位を高めて行くことは、幼く婦人にとつて容易なことではありません。たとえ賃金についても、男女同一賃金の原則があるにもかかわらず、女子の平均賃金が男子の平均賃金の半ばにもならないということは、一般に女子に年々の若い者が多く、勤続が短いためもありますが、その事自体幼く婦人の社会的地位の低さをあらわしているともいえるでしょう。

これは、勿論使用者の偏見や封建性によることもありますが、幼く婦人自身、職業人として、一人で仕事の責任を果し、又、労働組合員として積極的に自らの労働条件の向上に努力することにかけるところもあるためです。

又法制上の手厚い母性保護にもかかわらず、母となつて幼くことは今なお困難です。その原因は一つ

にはそれをうらづけする社会制度や社会施設が乏しく、一般社会の働く婦人の母性に対する理解が不足しているためですが、一方では働く婦人自身、自分で考え、自分の努力で、又自分達の団結の力で、それらの困難を解決し、その地位を向上しようとする意欲にかけるところのあるのも否定できません。

働く婦人の地位向上のためには働く婦人が権利と義務にめざめるのみならず、職業人として、組合員として自主的に考え、判断し、行動することが必要です。

以上のように第二回働く婦人のための一日講習会では、働く婦人として必要な法律の理解をすすめると同時に、働く婦人の「職業人」としての自覚、自主的な組合活動を通して自らの手で解放を求め、地位を向上させるよう働く婦人の自主性の確立をうながすことをめざしています。

二、講習対象

(一) 婦人労働者

労組の婦人役員、指導者層の参加は勿論、特に一般婦人労働者の参加を希望します。

(二) 希望があれば婦人団体、一般婦人の参加も差支えありません。

三、講習時間

(一) 地方の実情に応じて、三時間から七時間中の適当な数時間をとります。

場合によつては、夜間講座として開催されても差支えありません。

四、講師

(一) 講義については、労政、労働基準等の労働関係振興、婦人少年室、その他適当な婦人労働問題の専門家を委嘱します。

(二) 研究討論については、原則として少年室が司会します。なお場合によつては働く婦人の問題についての理解のある人に司会を委嘱します。

五、講習内容

働く婦人の自主性の確立を促すような内容をもつておしめます。

(一) たとへば講習題目として次のようなものが考えられましょう。

1. 働く婦人と労働法

働く婦人の自主性を高めるためにはまず、働く婦人として与えられている法制上の知識が必要であります。昨年度講習会にひきつづき、法律に保障された働く婦人の権利と義務の理解の徹底をはかります。

憲法、労働組合法、労働関係調整法、労務基準法、労務者災害補償保険法、職業安定法、失業保険法、緊急失業対策法、健康保険法、厚生年金保険法、(国際労働機関)等。

その他。

2. 職業人としての婦人の自覚

法制上の権利の認識とともに、職場での自主性の確立のためには、職業人としての自覚が必要なることは前にのべた通りですが、職業人としての自覚は自分及び他人の人格の尊重から生れてくるものです。

憲法十三条に、すべて国民は個人として尊重される。生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。と述べられています。職場で婦人が独立の人として尊重されているかどうか、職場や寄宿舎において、私生活についての干渉がおこなわれているいか。自由幸福追求について考えます。実がないかなど、まず基本的な権利の尊重と確立について考えます。

同時に一方では働く婦人自身が職場で仕事をすると時、又組合の一員として活動するとき、自分で考え、自分で判断し、責任をもつて行動しているかどうか、その現状を分析します。

次に職場に於ける自主性の確立をはかむものは何か、更にこれから一歩ずつ、自主性をもつて

積極的に婦人がのびていくためにはどうあるべきかについて考えます。

(一) 就労も自分の環境や適性を考えて自主的に就労しているかどうか。

(二) 責任を以て仕事するだけでなく積極的に研究し、仕事の工夫をしているか。

(三) 仕事に必要を知識をひろめ、技能をのばすために、仕事の研究会議や、研修会に積極的に出て
いるか。

(四) 与えられた仕事に対して、機械的にやるのでなく、自分で考えてみるか。

(五) 直接、仕事に必要な知識は勿論、社会的教養をたえず身につけ、とえず一般教養を身につける
ための努力をしているか。

など、職業者としての自覚こそ、職場で婦人の自主性を確立するために必要であることを具体的に研究してゆきます。

3. 働く婦人と組合活動

働く婦人の自主性を確立し、地位向上を図るには、法制上の権利の認識、職業者としての自覚とともに、組合活動に積極的に参加することも必要です。従つてこゝでは労組組合員としての婦人の自主性をとりあげます。労組組合員としての婦人の自主性は先ず自分で考えること、判断すること、それを行動にうつすことが大切です。

労組条件をたかめ、職場を異にかかるといふ働きよいところにするためには、自主性をもつて個人が集つて、自主性ある組織が確立されることが必要です。婦人の場合でも組合活動において婦人の自主性が確立されているか、いないかについて考えてみることも一つの方法でしょう。

(1) 集会において、婦人は発言するか、又自分の考えで発言するか。活発な発言が婦人自身の考えにより、全体の中からわきあがつていふでしようか。この点の検討も必要でしよう。

(2) 組合では個人の意見は尊重されているでしようか。組合のいうこと、幹部のいうことをそのまま受入れるのでしようか。下から上がつていふのでしようか。

(3) 組合の大会に出ることに對して職場での拘束があるか。圧迫を感じているか。氣をつかつてい
ろが、という問題も検討されよう。

以上は、葉國の一翼としての婦人の組合員が自主性があるのか、ないのかの問題ですが、このよう
に婦人が組合員としての義務と責任を自主的に果たすことが組合を強くし、ゆく婦人の地位を向上し、
労務条件の改善に役立つということを知らせます。

4. その他

(二) 研究討論について

1. 研究討論は以上の講義によつて得られるところにもとづいて講習生自らが行います。

2. この研究討論によつて、次の効果を得られることを期待します。

(1) 講義で与えられたゆく婦人としての自主性の確立のために、①ゆく婦人の関係する諸労務力把
握、②取業人としての意識の昂揚、③組合活動の意義を修得する。

(2) 現段階における婦人の自主性が、現実の社会環境にあつて如何に進展し、い縮しているかの現
状の反省と批判をうながす。

(3) ゆく婦人の眞の解放のために、自主性の確立をはかるにはどうすればよいか。現実の職場、家
庭、社会の在り方はどう改善されねばならぬかの方策を考え、その意欲を昂揚し、自主的活動を
促進する。

(三) その他の講習題目について

その他、地方事情に応じて、時事問題、文化問題を内容とした講義又は討論も期待されます。

又はレクリエーションとして、職場見学、映画、幻灯等の鑑賞を加味しても効果的であましよう。但
し、(一)の内容は必ず重疊的にとりあげます。

六、資料

(一) 伸びゆく婦人の職業 掛 図

これは婦人職業の現状と問題點等について圖解したものであるが、今講習会用にも利用して下さるようお願いいたします。又この掛圖は各管政事務所に一部宛配布される予定ですから充分活用されるよう御連絡下さい。

(二) 婦人の自主性確立のために――第五回婦人週間実施のしおり――これは、今婦人週間用の資料として、第五回婦人週間の意義、構想、開催の主旨、運動方針について書かれたもので、実施上の手引となるものです。

(三) 各管政事務所に一部つつ配布される予定ですが、充分利用されるようお願い申し上げます。
その他、今婦人週間甲資料、幻燈等。

